

第3次県立特別支援学校整備計画(案)

目的

県立特別支援学校の過密状況は依然続いており、引き続き対応していく必要があります。県立特別支援学校の児童生徒数は令和8年度をピークに増加することが見込まれ、国の「特別支援学校設置基準」を踏まえた計画的な整備も必要であることから、県特別支援教育推進基本計画の具体計画として策定します。計画期間は令和4年度からの10か年です。

取組

特別支援学校設置基準を踏まえ、各学校の状況に応じて個別に対応を検討して、教育環境の改善に努めます。前期計画では「1 現在の過密状況への対応」を優先して取り組みます。

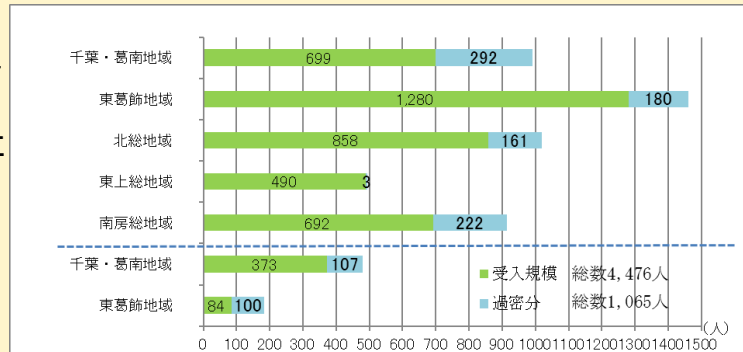
1 現在の過密状況への対応

■現状

普通教室の不足により、一つの普通教室を複数の学級で合同使用したり、特別教室を普通教室に転用したりしています。教材を保管したりや補助具等を用いたりするためのスペースも著しく不足しています。

■対応

知的・肢体不自由特別支援学校の過密状況(1,065人)を解消するため、学校の新設及び既存校舎への増築等を行います。



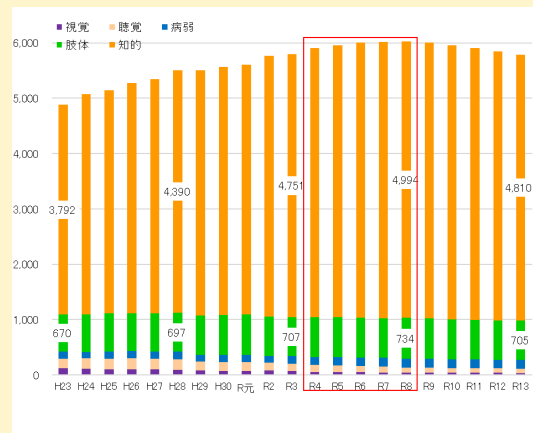
2 今後見込まれる在籍児童生徒数増への対応

■現状

推計では令和8年度まで増加が続き、その後減少しますが、令和13年度に見込まれる児童生徒数は、令和3年度とほぼ同数の在籍者が見込まれます。人口流入地域では、今後も児童生徒数の増減を注視していく必要があります。

■対応

知的障害及び肢体不自由特別支援学校で見込まれる、今後10年間の児童生徒の増加見込みに対応するため、学校の新設、校舎の増築等の対応を検討し、教育環境の改善に努めます。



手法

設置基準の趣旨に合致することを前提とし、**新設校等**の設置(既存校への併設型を含む)、**既存校舎の増築**等で対応します。

■前期計画で過密状況への対応を検討する特別支援学校

千葉特別支援学校(知的障害)、八千代特別支援学校(知的障害)、市川特別支援学校(知的障害)、船橋特別支援学校(肢体不自由)、松戸特別支援学校(肢体不自由)、印旛特別支援学校(知的障害)、君津特別支援学校(知的障害)

○状況により過密状況の解消に向けた対応が必要となった場合には、あらかじめ計画した対応時期にかかわらず、早急に対応を検討します。

○計画後期の具体的な対応については、計画中間年となる令和8年度に児童生徒数の状況を踏まえ、中間評価を行った上で検討します。